

(資料 2)

くるみの特定原材料への追加等について



食物アレルギーの表示に関する変遷

平成13 年3月

アレルギー物質を含む食品の表示制度を創設

○食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正

(平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置))

・特定原材料(義務) 5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生)

○特定原材料に準ずるもの(推奨) 19 品目を通知で規定

平成16 年12月

特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目・推奨20品目》

平成20 年6月

特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示である特定原材料に移行 《義務7品目・推奨18品目》

平成21年9月

消費者庁設置

平成25年9月

特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目・推奨20品目》

平成27年4月

食品表示法施行

令和元年9月

特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加 《義務7品目・推奨21品目》

令和5年3月

特定原材料に「くるみ」を追加 《義務8品目・推奨20品目》

※経過措置期間: 2025年(令和7年)3月31日まで



「くるみ」の特定原材料への追加

【概要】

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行させる。

【改正対象条項】別表第14

【施行期日】 令和5年3月9日から令和7年3月31日まで約2年間の経過措置を設ける。

(理由) ①消費者及び事業者に対する周知、②事業者における原材料や製造方法の再確認、③事業者における容器包装の改版に時間を要するため。

特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)		特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)
えび かに <u>くるみ</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 【削除】 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン		えび かに <u>【新設】</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 <u>くるみ</u> 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

【くるみの公定検査法の開発状況】（令和5年3月9日で次長通知等を改正済み）

- 原則として、試料中の抗原量を定量する定量検査法（ELISA法）を実施する。定量限界は、陽性と判定される10μg/gを十分に定量できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度の精度を確保している。
- くるみと交差抗原性をもつペカンナッツは、使用量によっては定量検査法（ELISA法）において陽性結果が出ることもあるが、必要に応じて定性検査法（PCR法）※で確認検査を行う。

※定性検査法（PCR法）

食品に特異的なDNA領域を検出する方法。
検出感度は、定量検査法（ELISA法）で定量された10μg/gを十分に検出できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度のものとする。



「くるみ」の特定原材料への追加に伴う周知・広報

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 9 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局)担当者 御中

消費者庁食品表示企画課

くるみの特定原材料への追加及びその他の木の実類の取扱いについて

アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により特定原材料を定め、それを含む加工食品に表示を義務付けるとともに、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知）により特定原材料に準ずるものを定め、それを含む加工食品に表示を推奨する運用をしているところです。

今般、くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、食品表示基準を改正し、特定原材料として新たにくるみを追加することになりました。

つきましては、経過措置期間はあるものの、食品関連事業者等においては、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理に関する仕入れ先への再確認や必要に応じて「食品表示基準について」の「別添 アレルギーを含む食品の検査方法」による確認等を行うこと、これまでアレルギーとしてくるみを表示していなかった食品関連事業者等においては、速やかに表示を行うことについて、関係者に対する周知をお願いします。

また、特定原材料に準ずるカシューナッツについては、現在、木の実類の中でくるみに次いで症例数の増加等が認められることから、アレルギー表示をしていない食品関連事業者等に対し、可能な限り表示することをより一層努めるよう周知をお願いします。

食品表示基準QA（抜粋）

（I－9）令和 5 年 3 月に「くるみ」が特定原材料に追加されましたが、いつまでに表示する必要がありますか。また、包装資材の切替え等の猶予期間等はあるのですか。

（答）

「くるみ」は、従前より特定原材料に準ずるものとして整理されていた品目でしたが、今般、特定原材料に追加しました。

食品関連事業者等においては、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理に関する仕入れ先への再確認や必要に応じて「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）別添 アレルギーを含む食品の検査方法による確認等を行っていただき、これまでアレルギーとしてくるみを表示していなかった食品関連事業者等においては、速やかに表示を行うことが望ましいものと考えます。

また、食品関連事業者等における容器包装の改版に時間を要すること等を踏まえ、改正食品表示基準の施行日から令和 7 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品については、改正食品表示基準別表第 14 の規定にかかわらず、従前の例によることができます。

なお、くるみを取り扱う食品関連事業者がアレルギーの表示を適切にするためには、原材料供給事業者等、流通段階での管理状況も重要であるため、事業者間における管理状況の情報共有も可能な限り速やかに実施してください。



食品表示基準の公布とともに、同日付で事務連絡の発出及びQAの改正を実施し、経過措置期間中においても、速やかに表示を行うことについて、くるみを取り扱う事業者に対して周知を行うよう通知等を行っている。

なお、ペカンナッツに関する注意喚起については、別途パンフレットによって周知等を行っている。



ペカンナッツに関する注意喚起

事業者向けパンフレット (P15)



消費者向けパンフレット (P12)



◆アレルギー

基準別表第14に掲げる特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品には、アレルギーの表示が義務付けられています。また、食品表示基準について（平成27年3月30日消費表第139号消費者庁次長通知）で定める特定原材料に準ずるものを原材料とする加工食品には、アレルギーの表示が推奨されています。

表示の方法は、特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下「特定原材料等」という。）を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して「(〇〇を含む)」(「〇〇」には特定原材料等名を表示。以下同じ。)と特定原材料等を含む旨を表示してください（個別表示の原則）。なお、乳については、「(乳を含む)」ではなく「(乳成分を含む)」としてください。

また、添加物の場合は、「(〇〇由来)」としてください。なお、乳については、「(乳成分由来)」ではなく「(乳由来)」としてください。

【例外】

個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料名欄の最後（原材料と添加物とを事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料名欄の最後と添加物欄の最後）に、「(一部に〇〇・〇〇・・・・を含む)」と表示してください。なお、個別表示と一括表示を組み合わせることはできません。

【義務】特定原材料 8 品目

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

【推奨】特定原材料に準ずるもの 20 品目

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※くるみの義務表示化については、経過措置期間が設けられています。

経過措置期間：2025年（令和7年）3月31日まで

※くるみと同じクルミ科のペカンは、くるみほどの症例数は認められていませんが、くるみと交差反応性が認められる場合があることから、ペカンを原材料とする加工食品及びペカンに由来する添加物を含む食品を取扱う食品関連事業者等においては、一括表示枠外に「本品はペカンを含んでいます。くるみアレルギーの方はご注意ください。」等の注意喚起表示を行うことが望ましいと考えています。

必ず表示される8品目（特定原材料）

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

表示が勧められている20品目 （特定原材料に準ずるもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆表示されるアレルギーは、食物アレルギーの実態に応じて見直されることがあります。

◆上記の28品目の表記以外にも、「卵」→「玉子」のように、表示方法は異なりますが特定原材料と同じものであることが理解できる表示を代替表記として認めています。

◆可能性表示（「入っているかもしれない」等の表示）は禁止されています。

◆食物アレルギーでは、極微量でも発症する場合があることから、加工食品 1 kg に対して数 mg 以上含まれる場合、表示されます。

◆対面販売で量り売りされる食品は、アレルギーの表示の義務はありませんが、健康被害防止のため情報提供を行うよう、自主的な取組が促されています。

◆令和5年3月に特定原材料に追加されたくるみと同じクルミ科のペカンは、くるみほどの症例数は認められていませんが、くるみと交差反応性が認められる場合があることから、ペカンを原材料とする加工食品及びペカンに由来する添加物を含む食品を取扱う食品関連事業者等においては、一括表示枠外に「本品はペカンを含んでいます。くるみアレルギーの方はご注意ください。」等の注意喚起表示を行うことが望ましいとしています。

なお、交差反応など食物アレルギーへの対応について、各都道府県や食品関連事業者等に相談があった場合は、専門の医師による適切な診断を受け、最小限の除去を正確に行い、安全を確保しながら、必要な栄養を摂取して豊かな食生活を保つことが基本となるため、くるみアレルギーが疑われる方は、自己判断で除去することなく、専門の医師に相談してください。

〈その他SNSでも周知を予定〉



令和4年度補正予算における調査事業

食物アレルギー表示制度の検証推進事業費（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度 第2次補正予算額 1. 3億円

事業概要・目的・必要性

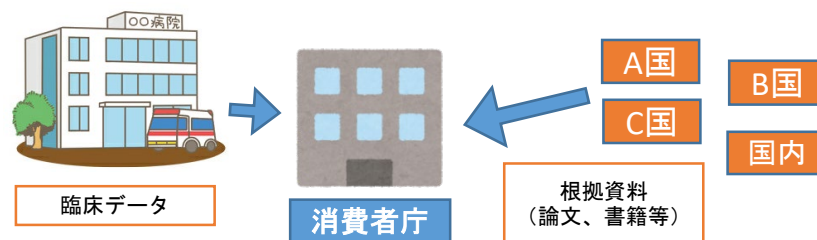
- 原材料価格の高騰を受けた原材料の切替えや、くるみの義務表示化などを踏まえ、より一層事業者に食物アレルギー表示を徹底してもらう必要がある。
- また、令和3年度全国実態調査の結果等により、くるみの義務化だけでなく、カシューナッツなど別の品目も検討する必要が生じたため、後年度に予定していた知見収集に係る各種調査等が緊急課題となった。
- 食物アレルギー患者とその家族のため、各種調査等を緊急に実施して様々なエビデンスを集積することで、食物アレルギー表示に係る必要な検証を推進する。

（参考）我が国における食物アレルギー患者の正確な人数は把握できていないが、乳幼児の5～10%、学童期の1～3%が食物アレルギー患者であると考えられている。

※出典：アレルギーポータルサイト（厚生労働省・一般社団法人日本アレルギー学会）

事業イメージ・具体例

- 患者を診察するアレルギー専門医に対し、交差抗原性に関する事項（品目の組み合わせ、指導方法、指導時の根拠、血清検査から分かる品目の組み合わせ等）について調査を実施。
- 交差抗原性がある品目について、国内及び海外の根拠資料（論文、書籍等）の集積を実施。
- 適切な食物アレルギー表示制度のために、EU、米国、豪州等を中心とした各国の表示対象品目（品目が示す範囲、範囲選定の根拠等）について調査を実施。



資金の流れ



期待される効果

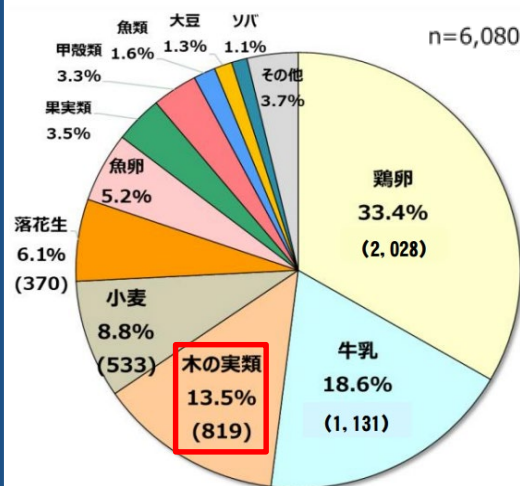
- 科学的根拠等を基にした食物アレルギー表示制度の適正な運用を行うことで、食物アレルギー患者の安全な食品選択の機会の確保が期待される。



カシューナッツの特定原材料への追加に向けて

【ポイント】

- 令和3年度全国実態調査の結果において、木の実類の割合が増加。
- 木の実類のうち、「くるみ」の特定原材料への追加を行ったところであるが、「カシューナッツ」においても、従前より症例数等が増加したことを受けて、追加に向けた検討に着手することとした。
- 加工食品中のカシューナッツを検出するための公定検査法の開発について、令和5年度より国衛研及び日本食品衛生協会に依頼し、令和7年度までの開発を目指す。
- 公定検査法の開発状況及び令和6年度全国実態調査の結果を踏まえ、令和7年度以降に食品表示基準の改正に向けた手続きを行う予定。

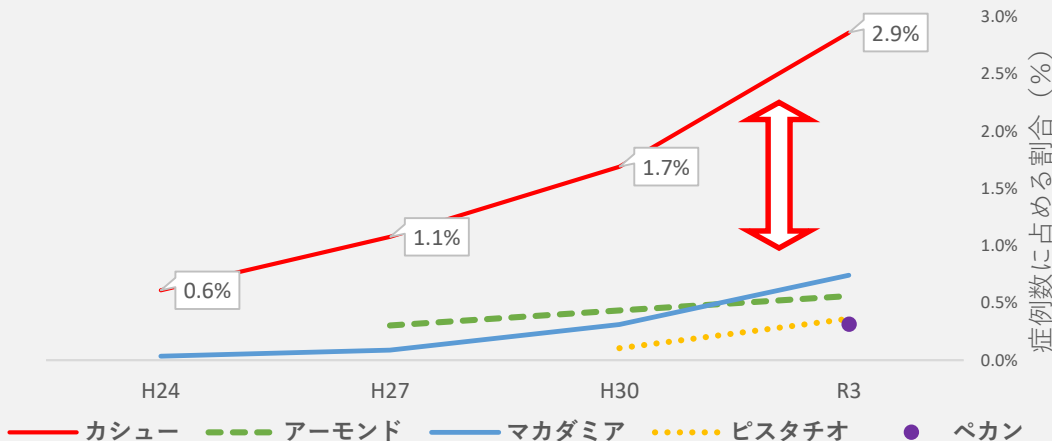


即時型食物アレルギーの原因食物

出典: 令和3年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」より

現在の表示	種類	n	全体に対する%
義務	くるみ	463	7.6%
推奨	カシューナッツ	174	2.9%
—	マカダミアナッツ	45	0.7%
推奨	アーモンド	34	0.6%
—	ピスタチオ	22	0.4%
—	ペカンナッツ	19	0.3%
—	ヘーゼルナッツ	17	0.3%
—	ココナッツ	8	0.1%
—	カカオ	1	0.0%
—	クリ	1	0.0%
—	松の実	1	0.0%
—	ミックス・分類不明	34	0.6%
合計		819	

令和3年度の全国実態調査の結果における木の実類のうち「くるみ」を除く上位5品目の推移



「カシューナッツ」は、木の実類の中で症例数に占める割合が特に増加している。



全国実態調査におけるカシューナッツの動向

消費者庁

○即時型症例数の推移

食物アレルギーによる即時型症例・ショック症例数の推移 ※消費者庁において、過去の全国実態調査より作成

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																			
平成24 年度 解析対象2,954 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	ソバ (7)	キウイ (8)	くるみ (9)	大豆 (10)	バナナ (11)	ヤマイモ (11)	カニ (13)	カシューナッツ (14)	モモ (14)	ゴマ (16)	サバ (17)	サケ (18)	イカ (18)	鶏肉 (20)
	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
	39.0	21.8	11.7	5.1	3.5	2.7	2.2	1.4	1.4	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
平成27 年度 解析対象4,844 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	キウイ (7)	くるみ (8)	ソバ (9)	大豆 (10)	カシューナッツ (11)	バナナ (12)	カニ (13)	ヤマイモ (14)	モモ (15)	リンゴ (16)	サバ (17)	ゴマ (17)	サケ (19)	アーモンド (20)
	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
	35.0	22.3	12.5	5.6	3.9	2.9	2.0	1.6	1.5	1.2	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
平成30 年度 解析対象4,851 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	エビ (7)	ソバ (8)	カシューナッツ (9)	大豆 (10)	キウイフルーツ (11)	バナナ (12)	ゴマ (13)	モモ (14)	ヤマイモ (15)	アーモンド (16)	カニ (17)	マカダミアナッツ (18)	サケ (19)	イカ (20)
	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13
	34.7	22.0	10.6	5.2	5.1	3.8	2.5	1.8	1.7	1.6	1.6	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
令和3 年度 解析対象6,080 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	カシューナッツ (7)	エビ (8)	キウイフルーツ (9)	大豆 (10)	ソバ (11)	ヤマモ /ナガナ (12)	マカダミアナッツ (13)	カニ (14)	アーモンド (15)	木の実類※ (15)	ゴマ (17)	バナナ (18)	魚類 (19)	ビスタチオ (20)
	2028	1131	533	463	370	300	174	152	87	79	69	48	45	42	34	34	33	29	28	22
	33.4	18.6	8.8	7.6	6.1	4.9	2.9	2.5	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4

○ショック症例数の推移

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																			
平成24 年度 解析対象2,954 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	イクラ (6)	ソバ (7)	バナナ (8)	カシューナッツ (8)	くるみ (10)	カニ (11)	大豆 (11)	キウイ (11)	リンゴ (11)	コメ (11)	サバ (11)	イカ (11)	15品目 (18)		
	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1		
	25.1	21.5	20.8	6.5	4.6	3.9	3.6	1.6	1.6	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3		
平成27 年度 解析対象4,844 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	カシューナッツ (6)	イクラ (7)	キウイ (8)	くるみ (8)	ソバ (10)	カニ (11)	大豆 (12)	アーモンド (12)	サバ (14)	バナナ (14)	モモ (14)	ヤマイモ (14)	豚肉 (18)	27品目 (19)	
	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	3	2	1	
	27.8	25.4	19.2	5.5	3.1	2.0	1.8	1.4	1.4	1.2	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2	
平成30 年度 解析対象4,851 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	エビ (6)	カシューナッツ (7)	そば (8)	イクラ (9)	キウイフルーツ (10)	大豆 (11)	カカオ (12)	バナナ (13)	オオムギ (13)	ココナッツ (13)	ブリ (13)	マカダミアナッツ (13)	マグロ (13)	アーモンドを含む27品目 (19)	
	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	2	1	
	23.9	22.5	16.6	8.0	7.3	3.4	2.9	2.7	2.3	1.5	1.0	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	
令和3 年度 解析対象6,080 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	カシューナッツ (6)	イクラ (7)	エビ (8)	ソバ (9)	大豆 (9)	キウイフルーツ (11)	アーモンド (11)	ビスタチオ (13)	木の実類※ (13)	マカダミアナッツ (15)	ヤマモモ (16)	ゴマ (16)	ペカンナッツ (18)	ホタテ (18)	
	156	144	98	58	46	30	20	13	8	8	7	7	6	6	5	4	4	3	3	
	23.6	21.8	14.8	8.8	7.0	4.5	3.0	2.0	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	



カシューナッツの特定原材料への追加に係る発言等

河野大臣記者会見(令和5年3月14日)

- (問)「カシューナッツ」は2017年の調査で7位。2020年の調査では6位で、発症件数に加えてショック症状の症例数も「えび」「そば」「かに」の今義務表示があるものよりも多くなっています。これについてはアナフィラキシーの発生頻度が「くるみ」よりも多いということもあり、**早急な義務化の必要があるのではないかと考えている**のですが、今すぐにも公定法の開発に着手していただけないでしょうか。
- 河野大臣 **「カシューナッツ」について対応が必要だというのは全くそのとおりだ**と思います。公定検査法の確立をすることが義務表示には必要になってまいりますので、2023年度の予算にはそれを盛り込んでおります。予算成立後、直ちに着手できるように色々な準備は進めておりますが、3月末には来年度予算が成立する見込みですので、新年度から直ちに着手したいと思います。ただ、「くるみ」の場合は、公定検査法の確立に3年以上かかりましたので、それをもっと短縮するためにどうしたらいいのかということは色々やっていかなければいけないと思っております。「カシューナッツ」の次にも色々やらなければいけないものがありますが、この公定検査法に取り組むことができる専門人材というのが我が国は非常に限られておりますので、ぜひこの分野に若い有能な方が参入してきてくれるような広報もぜひお願いしたいと思います。

消費者委員会食品表示部会(令和4年6月6日)

- 今村委員 まず、義務表示の件ですけれども、**カシューナッツも順調に順位を上げてきて上位を占めているので、私はカシューナッツももう対象圏内に入っているかなと思います**。なので、ぜひ前向きに検討してもらいたいのと、それと検知法ですね。カシューナッツを 今から考えておかないと、もう間に合わないと思います。

消費者委員会食品表示部会(令和4年12月7日)

- 渡邊委員 今後、こういうふうに**追加する基準**とかですね、**どういう状況になったら追加していくかとか**というような**基準みたいなものがあるのかどうか**、もしそういうことが検討されているのであれば教えて頂きたいというふうに思います。**原材料が、非常に加工度がすごく高くなった形で入るようなものについて、判断基準を分けるべきじゃないかなと思っております**。
- 菅委員 6月にも議論がありましたように、くるみ以外の木の実類についても、今後、義務表示に移行させる必要性が高まることが予測されるのではないかと。我が国ではひとくくりにしないで、個別に義務化するかを考えていくやり方を今後も採ることにするのだとしても、**カシューナッツは早晩義務化を要するという議論が必要になるのではないかと**か、あるいはマカダミアナッツなどは推奨表示に含めなくていいのだろうか。